

報告第 20 号

地方自治法第 180 条の規定による市長の専決処分の
報告について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 1 項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。

平成 26 年 9 月 1 日 提出

羽曳野市長 北 川 嗣 雄

処 分 事 項

損害賠償額の決定及び和解

専決年月日	損害賠償の額	損害賠償の相手方	事件の概要	和解事項
平成 26 年 6 月 20 日	3,780 円	■■■■■	平成 26 年 5 月 2 日午後 6 時頃、羽曳野市翠鳥園 405 番 1 地先市道郡戸古市線において、歩道のグレーチングに溶接している鉄板が、経年劣化により外れ、浮いた状態となっていたために、歩行中の相手方の靴が浮いた鉄板に引っかかり、靴の先端を損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 26 年 6 月 20 日	95,702 円	■■■■■	平成 26 年 6 月 3 日午後 2 時 40 分頃、羽曳野市羽曳が丘 1 丁目 201 番地の 1 にある羽曳が丘北公園において、本市職員が草刈作業を行っていたところ、草刈機による飛石が、通行中の相手方車両のフロントガラスに当たり、損傷させたもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。
平成 26 年 7 月 31 日	79,685 円	■■■■■	平成 26 年 5 月 29 日午後 0 時 30 分頃、藤井寺市林 4 丁目 2 番 46 号付近において、公用バイクが左折しようとする際、前方左側道路から出てきた相手方車両と公用バイクが衝突し、相手方車両の右側面と公用バイクの前カゴ右部が損傷したもの。	(1) 本市は、相手方に対し左記事故に関する一切の損害賠償金として左記金額を払う。 (2) 相手方は、本市に対しその余の請求権を放棄する。